

鴻巣市空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準

(趣旨)

第 1 条 この審査基準は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 5 0 号)により改正された空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 2 6 年法律第 1 2 7 号)第 2 3 条第 1 項に基づく空家等管理活用支援法人(以下「支援法人」という。)の指定について、行政手続法(平成 5 年法律第 8 8 号)第 5 条第 1 項の審査基準を定めるものとする。

(審査基準)

第 2 条 市長は、支援法人の活用に関する本市の方針が定められるまでの間、指定を行わないこととする。

附 則

この審査基準は、令和 5 年 1 2 月 1 3 日から施行する。